

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【公開番号】特開2003-93398(P2003-93398A)

【公開日】平成15年4月2日(2003.4.2)

【出願番号】特願2002-267212(P2002-267212)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 B 17/34

【F I】

A 6 1 B 17/34

【手続補正書】

【提出日】平成17年9月7日(2005.9.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】 前記保持クリップが、実質的にC字形をなして、前記保持クリップの離間した周方向端部を画定し、かつ一対のタブを有し、それぞれのタブが、前記ハブおよび前記キャップから前記保持クリップを取り外すのを容易にする指当て部分を備えるために、前記保持クリップの周方向端部のうちの一方に隣接して位置し、かつC字形保持クリップから外向きに延長することを特徴とする請求項1に記載のシース組立体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

特に図6および7を参照すると明らかなように、案内シース組立体10の一部を形成する保持装置16が、概ねC字形の保持クリップ60の形態にある。保持クリップ60は、その保持クリップ60の内側66に開口する空き開口部64を画定するために、周方向(図中の○で示す方向)へ互いに離間する2つの周方向端部62、62を画定するように形成されている。この空き開口部64によって、クリップの内側に拡張器・ハブ20の部分とシース装置のハウジング・キャップ36の部分を受け入れることができる。保持クリップ60はまた、対向して位置する端壁68、70を備え、それぞれの壁は、保持クリップ60の内側に開口する貫通孔または開口72、74をそれぞれ備える。図7から容易に分かるように、保持クリップ60の軸方向の上方端壁の貫通孔または開口72は、保持クリップ60の軸方向の下方端壁の貫通孔または開口74よりもサイズ(例えば、直径)が小さい。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0027

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0027】

さらに、図6で明らかなように、保持クリップ60は、複数の周方向に延長する貫通スロット76、76'、76"を備える。貫通スロット76、76'、76"は、保持クリップを完全に貫通しており、したがって保持クリップ60の外周面および保持クリップ60の

内周面に開口する。これらの貫通スロット 76、76'、76"によって保持装置に可撓性がさらに付加され、拡張器装置 12 の拡張器ハブ 20 およびシース装置 14 のハウジング・クリップ 36 に対して、保持装置 60 の取付けおよび取外しが容易になる。例示の実施形態では、クリップ 60 は、上部貫通スロット 76、中間貫通スロット 76' および下部貫通スロット 76"を画定する 3 つの軸方向に離間する貫通スロット 76、76'、76"を備える。当然のことであるが、可撓性の所望の程度およびクリップの製造材料、クリップの壁厚などの他の要因に応じて、使用する貫通スロットの数が異なり得る。